

裁判所（管轄・除斥忌避回避）——なぜ東京のデザイナーが札幌地裁で裁かれるのか

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民訴#3 / 動画: <https://youtu.be/hqvuymdKRYg>

第2編 主体 ①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

「ゼロから民訴」第3回。第2編「主体」の1本目は**裁判所**。東京で働くフリーランスのデザイナーが、一度も足を運んだことのない札幌の地方裁判所に訴えられた——なぜか。原則は「**原告は被告の法廷に従う**」、つまり訴えられた側の地元（東京）の裁判所が担当するはずだ。それでも札幌が問題になるのは、契約書の隅にあった一行——「本契約に関する訴訟は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする」——のせいだ。この回は「なぜこの裁判所が担当するのか」という**管轄**の全体像と、その裁判所の中で「**この裁判官に裁かせてよいか**」という個人への信頼（除斥・忌避・回避）まで、一つの事案を軸に押さえる。

1 裁判権と管轄の違い

「裁判権」と「管轄」は似て聞こえるが、レベルの異なる概念で、ここが最初のつまずきどころになる。**裁判権**は「このイベントを主催しているのは誰か」の話——日本の裁判所が裁判できるという権限そのもので、国家に1個だけ与えられている。一方**管轄**は、その1個の権限を日本中のどの会場（どの裁判所）が担当するかという座席表の話。デザイナーの事案では「日本の裁判所が裁判できるか」という裁判権は問題にならず、争点は「日本のどの裁判所が担当するか」という**管轄**だけだ。この二層構造を最初に区別しておく、以降の話がすべて「管轄という座席表の中の話」だと分かって迷わなくなる。

2 管轄を貫く3つの軸

管轄は3つの軸で地図化すると全体がすっきり見える。

- ① **対象・目的軸**——「どの役割の裁判所が担当するか」。職分管轄（判決手続・執行手続・審級といった役割で分ける。第一審と控訴審は役割が違う）・事物管轄（訴額の大小）・土地管轄（場所）の3つ。
- ② **発生根拠軸**——「誰の行為でその管轄が生まれるか」。**法定管轄**が原則で、それに加えて指定管轄・合意管轄・応訴管轄という追加ルートがある。
- ③ **拘束力軸**——「その管轄は動かせるか」。専属管轄と任意管轄に分かれる。

この3軸が組み合わさって「最終的にどの裁判所か」が決まる。以下、各論に入る。

3

事物管轄——簡易裁判所と地方裁判所の境界線

事物管轄は「請求する金額の大きさに担当が変わる」ルール。根拠は**裁判所法33条1項1号**で、境界線は**140万円**。訴訟の目的の価額が140万円を**超えない**請求は**簡易裁判所**、それを**超える**請求は**地方裁判所**が担当する。「超えない」＝140万円ぴったりは簡裁側という点が短答の罠（「以下」と「未満」の区別）。少額で定型的事件は簡裁で早く済ませ、金額が大きく複雑になりやすい事件は地裁でじっくり審理する——という経済性の物差しだ。デザイナーの制作委託料が140万円を超えるなら地方裁判所が担当し、だからこそ「札幌地方裁判所」という会場が問題になる。

土地管轄——普通裁判籍と特別裁判籍

土地管轄は「全国のどこ裁判所が担当するか」のルール。まず原則（普通裁判籍）は**民訴4条**——「訴えは、**被告の普通裁判籍**の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する」。人の普通裁判籍は住所により定まる（法人なら主たる事務所または営業所）。なぜ原告ではなく被告の住所地なのか——訴えるかどうかを決めるのは原告で準備の時間もあるが、被告は突然訴えられ防御を強いられる立場だから、せめて「呼び出される場所」だけは被告に有利にしようという公平の物差しだ。原則どおりならこの事案は東京地裁の担当のはずだった。

これに加え、事件の性質に応じた追加選択肢が特別裁判籍（**民訴5条各号**）。財産権上の訴えなら**義務履行地**でも訴えを起こせる（1号）。制作委託料の支払いのように「お金を払う」義務は、特段の定めがなければ債権者の住所地が履行地になり得る（持参債務）。特別裁判籍の理屈だけでも札幌になり得たとは言えるが、今回の決め手は次の「合意」にある。

管轄が生まれる残りのルート——指定・合意・応訴

冒頭の契約書の一行「札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする」は、**合意管轄**の条項だ。根拠は**民訴11条**——当事者は**第一審に限り**、合意で管轄裁判所を定められる。ただし要件が2つあり、①**一定の法律関係**に基づく訴えに関するものであること、②**書面**（電磁的記録を含む）でされていること。今回の契約書はこれを満たしていたので、被告の普通裁判籍という原則よりこの合意が優先し、札幌地裁が管轄裁判所になった。合意には法定管轄に上乗せする付加的合意と、そ

の裁判所に限定する専属的合意があり、契約書のこの条項は専属的合意である。

発生ルートは合意のほかに2つ。一つは**指定管轄（民訴10条）**——管轄裁判所が実際には裁判できない、あるいは管轄区域があいまいで決まらないといった特殊な場合に、直近上級の裁判所が管轄裁判所を指定する。もう一つが**応訴管轄（民訴12条）**——被告が「この裁判所は管轄違いだ」と抗弁を出さずに、**本案**（入口の問題ではなく請求の中身そのもの）について弁論してしまうと、その裁判所に管轄権が生まれる。「席に座って中身の議論を始めた後で、実はここでやりたくなかった、は遅い」というイメージ。法定管轄が原則、それでも足りない場面に指定・合意・応訴の3ルートがある、と整理できる。

専属管轄と任意管轄——動かせるかどうか

3つ目の軸＝拘束力軸。管轄には当事者の意思で動かせる**任意管轄**と、動かせない**専属管轄**がある。**民訴13条1項**は、法令が専属管轄と定める事件では普通裁判籍・特別裁判籍・合意管轄・応訴管轄の規定が適用されないとする——公益性が強く、個人の合意より「制度として決まった場所で審理する必要性」が優先するからだ。デザイナーの事案は専属管轄の類型ではないので、当事者の合意で裁判所を選べた。

この違いは「管轄違反があったとき、いつまで文句を言えるか」という**治癒**のタイミングにも表れる。

覚えるポイント — 専属管轄 vs 任意管轄（治癒のタイミング）

- **任意管轄違反**＝第一審の判決までに異議を述べなければ治癒する（応訴管轄はその典型。控訴審ではもう管轄違いを主張できない＝民訴299条1項）。

- **専属管轄違反**＝判決が確定するまで治癒しない（控訴審でも主張できる）。
- 違いの理由＝専属管轄の背後にある**公益性の強さ**が、そのまま治癒のしづとさに表れる。ここを逆にしない。

なお、合意管轄条項はどんな内容でも無制限に有効になるわけではなく、その有効性には解釈上のコントロールが及ぶ。規範定式は専用の論文回で扱うので、ここでは「無制限ではない」とだけ押さえておく。

7

管轄違反への対応——移送という優しい設計

訴訟要件を欠く多くの場合は却下されるが、**管轄だけは違う**。ここが2つ目のつまずきどころだ。管轄違反があっても却下はされず、担当の裁判所へ引き継がれる——これを**移送**という。**民訴16条1項**は、訴訟がその管轄に属しないと認めるときは申立てまたは職権で管轄裁判所へ移送する、と定める。訴えた場所を間違えただけで権利を主張する資格そのものは失われておらず、もう一度最初から訴え直させると印紙代や時効管理など二重の負担を強いるからだ。このほか、当事者・証人の住所などを考慮して**訴訟の著しい遅滞を避け**、または当事者間の衡平を図るために移送できる裁量移送（**民訴17条**）もある。

移送には歯止めもある。**民訴22条2項**——移送を受けた裁判所は、さらに事件を他の裁判所へ移送できない（**転送禁止**。たらい回しの防止）。

管轄には「いつの時点で判断するか」の基準もある。**民訴15条**は、管轄は**訴え提起の時**を標準として定める（**管轄恒定**）。提訴後に被告が引っ越しても、それだけで訴訟をやり直す必要はない——手続の安定が趣旨だ。なお、複数の請求を一つの訴えでまとめて起こす場合の管轄には**民訴7条**（併合請求の管轄）の定

めがあるが、これは応用論点なので名前だけ押さえておけば十分。

8

裁判機関の構成——単独制と合議制

同じ裁判所でも、何人の裁判官で審理するかが分かれる。**簡易裁判所は単独制**が原則——裁判官1人が担当する（軽い事件を素早く処理するため）。**地方裁判所も単独制が原則**だが、重大・複雑な事件は**合議制**——裁判官3人の合議体で審理する。**高等裁判所・最高裁判所は原則として合議制**。事件の重さに応じて「判断の慎重さにどれだけコストをかけるか」という、経済性と正確性のトレードオフだ。

9

裁判官の役割——合議体の中の分担

合議体は3人で判断を下すが、**手続の進行**まで多数決では審理が前に進まない。そこで代表として**裁判長**を置く。

覚えるポイント — 裁判官の役割分担

- **裁判長（合議体の代表として）**＝法廷での**口頭弁論の指揮**（発言の順番を整える交通整理）と、主張が不明確なときに問いただす**釈明権の行使**。ただし当事者が異議を述べたときは裁判長個人ではなく**合議体**が判断する（進行は代表に任せ、最終チェックはチームに残す設計）。
- **裁判長（固有の権限として）**＝期日の指定、訴状に不備がないかを最初に見る**訴状審査**。これらは合議体ではなく裁判長個人の権限。
- **陪席裁判官**＝裁判長以外の2人。進行の表舞台には立たないが、評議に加わって結論を決める判断の担い手。
- **受命裁判官**＝争点整理や和解の試みを合議体の**中の1人**に委ねる（＝中に命じる）。
- **受託裁判官**＝遠隔地の証人尋問など、**他の裁判所**の裁判官に手続を依頼する（＝外に

頼む)。札幌の事件で証人が東京にいれば、東京の裁判官が受託裁判官として話を聞く。

- **裁判所書記官**＝記録・公証・送達などの事務を担い、裁判官が判断に専念できるよう支える。

「中に命じるのが受命、外に頼むのが受託」——訴訟経済の物差しから自然に導ける。

10

除斥・忌避・回避——人的公正の3段階

ここから視点を変え、「その裁判所の中の、**この裁判官に**裁かせてよいのか」という個人への信頼の話に移る。管轄や役割分担が「複数の裁判所・裁判官にどう仕事を割り振るか」という配分の問題なのに対し、除斥・忌避・回避は「裁判官という個人にどこまで裁かせてよいのか」という信頼の問題——どちらも公平さのデザインという1本の軸の上にある。

覚えるポイント — 除斥・忌避・回避（人的公正の3段階）

- **除斥（民訴23条1項6号）**＝法律が列举する事由（例：前審の裁判に関与した）があれば、**申立てを待たず当然に**その事件から排除。あらかじめ「これは危ない」と法が列举している類型だから。
- **忌避（民訴24条1項）**＝「裁判の公正を妨げるべき事情」があるとき、**当事者の申立てにより**排除。除斥ほど明白ではなく、ケースバイケースの判断が必要な場面（例：担当裁判官がたまたま当事者の親族だった）。
- **回避（民訴規則12条）**＝裁判官**自身が**、監督権を有する裁判所の許可を得て、自分から担当を外れる。当事者が気づく前の、担当者自身の良心に期待する最後の砦。
- 除斥・忌避の裁判には、その対象になっている裁判官自身は関与できない（**民訴25条**。自分で自分を審査させない配慮）。

- 「**当然（除斥）→申立て（忌避）→自発（回避）**」の順に、公正を担保する強さが弱まっていく。外部から見て明白な事由ほど、当然に・強い効果で排除する——この1本の設計思想で3段階すべてが説明できる。

なお、ある事情が忌避事由（裁判の公正を妨げるべき事情）に当たるかは事情次第で、境界線の判断には解釈の幅がある。この細かい規範定式も専用の論文回で扱う。

◆ 短答ひっかけ

- **裁判権**（国家に1個の権能）と**管轄**（各裁判所への座席表）は二層構造。混同しない。
- 事物管轄140万円は「**超えない**」が簡裁＝**140万円ぴったりは簡裁**（「以下」と「未満」の区別／裁判所法33条1項1号）。
- 普通裁判籍＝**被告の住所地**（民訴4条・被告保護）。財産権上の訴え（金銭請求）の義務履行地は持参債務で原告側になり得る（民訴5条）。
- 発生ルート＝法定が原則＋**指定（10条）・合意（11条）・応訴（12条）**。合意管轄は①一定の法律関係②書面が要件、第一審に限る。応訴管轄は「管轄違いの抗弁を出さず**本案について弁論**」が要件。
- **専属管轄には合意・応訴などが適用されない**（民訴13条1項）。任意管轄違反は第一審判決で治癒、**専属管轄違反は控訴審でも主張可能**（治癒しない）。ここを逆にしない。
- 管轄違反は**却下ではなく移送**（民訴16条1項）。裁量移送＝著しい遅滞回避・衡平（17条）。移送先はさらに移送できない（**転送禁止・22条2項**）。
- 管轄恒定＝**提訴時を基準**に固定（民訴15条）。提訴後に被告が転居しても管轄は動かない。

- 単独制／合議制＝簡裁・地裁は単独が原則（地裁は重大事件で合議）、高裁・最高裁は原則合議。
- 役割分担＝**受命**は合議体の中の1人（中に命じる）／**受託**は他の裁判所の裁判官（外に頼む）。取り違えない。
- 除斥＝**当然に排除**（23条1項6号）／忌避＝**当事者の申立て**（24条1項）／回避＝**裁判官自ら外れる**（規則12条）。強さは「当然→申立て→自発」で弱まる。

◆ 論文の型

この回は管轄と裁判所の地図を作る解説（理解）回。論点の所在だけを示し、規範定式・あてはめ・答案構成は対応する論文回で実演する。

- **管轄の合意（専属的合意管轄条項）の有効性**——合意管轄条項は無制限に有効ではなく、その有効性には解釈上のコントロールが及ぶ。規範定式は専用の論文回で扱う（この回では「無制限ではない」という所在の確認まで）。
- **忌避事由の該当性**——「裁判の公正を妨げるべき事情」（民訴24条1項）に当たるかは、除斥事由のような明白な類型と違いケースバイケースの評価が必要。境界線の規範定式は論文回で扱う。
- それ以外（管轄の3軸・事物/土地管轄・移送・裁判機関の構成・除斥忌避回避の骨格）は主に**短答知識**として押さえる領域で、この回単体で答案に立てて書く規範は上記2点に集約される。

◆ 今日の地図（保存版）

- **裁判権 vs 管轄**：裁判権＝国家に1個の権能／管轄＝それを各裁判所へ割り振る座席

表（二層構造）。

- **管轄の3軸**：①対象・目的（職分／事物／土地）②発生根拠（法定／指定／合意／応訴）③拘束力（専属／任意）。
- **事物管轄**：140万円を超えない＝簡裁／超える＝地裁（裁判所法33条1項1号）。ぴったりは簡裁。
- **土地管轄**：原則＝被告の普通裁判籍（民訴4条・被告保護）／特別裁判籍＝事件の性質で追加（民訴5条。財産権上＝義務履行地）。
- **発生ルート**：法定が原則＋指定（10条）・合意（11条＝一定の法律関係＋書面・第一審限り）・応訴（12条＝管轄違いの抗弁なしに本案弁論）。
- **専属 vs 任意**：専属には合意・応訴が不適用（13条1項）。任意管轄違反は第一審判決で治癒／専属管轄違反は控訴審でも残る。
- **移送**：管轄違いは却下せず移送（16条1項）／裁量移送＝著しい遅滞回避（17条）／転送禁止（22条2項）。管轄恒定＝提訴時基準で固定（15条）。
- **裁判機関**：簡裁・地裁は単独が原則（地裁は重大事件で合議）／高裁・最高裁は原則合議。合議体は裁判長・陪席・受命・受託が役割分担（＋書記官が事務を支える）。
- **除斥・忌避・回避**：当然（除斥・23条1項6号）→申立て（忌避・24条1項）→自発（回避・規則12条）の3段階で、裁判官個人への信頼を担保。対象裁判官は自分の除斥・忌避裁判に関与できない（25条）。

次回は #4 「当事者能力・訴訟能力・当事者適格——法人でない自治会が、なぜ訴えを起こせるのか」。誰が訴訟を起こせるか・誰を相手に訴えるかという「当事者」の話に入る。